

奈良県新型コロナウイルス等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十五号

奈良県新型コロナウイルス等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、奈良県新型コロナウイルス等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 奈良県新型コロナウイルス等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 奈良県新型コロナウイルス等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部に本部長、副本部長及び奈良県新型コロナウイルス等対策本部員(以下「本部員」という。)のほか、必要な職員を置くことができる。

4 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

5 本部員及び第三項の職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。